# 平成28年度第10回五島市農業委員会総会会議議事録

- 1. 開催日時 平成29年1月25日(水) 午後 1時15分から午後3時00分
- 2. 開催場所 五島市役所3階大会議室
- 3. 出席委員(30名)

1番 山本 勝 2 番 橋本 金義 3 番 岩村 定子 4 番 山崎 早苗 5番 出口 幸博 7番 山田 全 9番 吉谷 吾市 10番 林 賢市 11番 山下 正人 12番 寺坂 誠一 13番 中村 利幸 14番 古里 善秀 15番 山下 富雄 16番 寺内 和彦 17番 上村 孝幸 18番 角田 隆章 19 番 梁瀬 敏夫 20 番 谷川 基晴 21 番 山口 廣行 22番 宮崎 盛 25 番 田原 和行 26 番 橋本 博隆 27 番 岩田 弘孝 28 番 尾崎 初雄 29 番 深松 誠 31 番 奥野 音之 32 番 谷川 次和 33 番 大石 勝 34 番 仁田 隆一 37 番 山田 勝久

4. 欠席委員(4名)

23 番 麥田 幸弘 24 番 園山 吉彌 30 番 今里 誠一 36 番 平田 光昭

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀 20番 谷川 基晴

- 6. 日 程
  - 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第48号 農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更承認申請に 係る意見について
  - 議案第49号 農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
  - 議案第50号 違反転用事案報告に係る意見について
  - 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について
  - 議案第52号 贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を 行っている旨の証明について

## 7. 報告 協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について 会議等報告・予定について 農地転用許可不要案件届出書について その他

## □事務局長

平成 28 年度第 10 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、23 番麥田幸弘委員、24 番園山吉彌委員、30 番今里誠一委員、36 番平田光昭委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は34 名中30 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

### ○議長

皆さん、おはようございます。出席委員は定足数に達しました。これより、平成28年度 第10回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といた します。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

1番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆、2,794㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼介 護施設経営。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営 の規模拡大を図る。譲渡理由、病弱及び高齢により耕作できないので譲り渡す。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項の規定により、許可すべきとの意見でありました。以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

## 〇議長

では、採決いたします。議案第47号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第47号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑1筆、2筆合計9,938㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇、団体職員。譲渡人、横浜市、〇〇〇〇、無職。譲受理由、兄から譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので弟に譲り渡す。

その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1月17日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は新規就農のため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

--質疑応答:なし--

## 〇議長

では、採決いたします。議案第47号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第47号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

### □事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、樹園地、外田2筆、3筆合計2,695㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、和歌山市、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す

その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1月18日〇〇地区協議会において現地調査などを行っておりますので、その結果 をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見で ありました。以上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

## 〇議長

では、採決いたします。議案第47号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 —替成委員は挙手—

### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第48号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について、1番を議題といたします。なお、本案と議案49号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番については関連があり、その外2番から4番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

6から7ページをご覧ください。議案第48号の1番をご説明いたします。

本案は、昭和63年11月25日付けで農地法第5条が許可された案件です。所在、〇〇町、畑373㎡。承継者、〇〇町、〇〇〇〇。当初計画者、〇〇町、〇〇〇〇。用途、変更前、住宅用地。変更後、住宅用地。付近状況図、配置図につきましては、議案第49号の1番でご説明いたします。

7ページをご覧ください。議案第49号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑373㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅1棟。申請地は、〇〇から西へ約700mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、南側の畑は隣接部分が、通路や竹林であるので日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下と道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、概ね10へクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、8 ページをご覧ください。議案第49号の2番をご説明します。所在、〇〇町、田 1,110㎡、第3種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、貸家住宅用地で貸家3棟。

申請地は、〇〇から、西へ約 280mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、境界はコンクリート塀で区切られていますので、崩壊や土砂流出等による周囲への被害発

生の恐れはないと思われます。周辺は宅地化されており、また建物の高さを平屋建にする ことで日照、・通風等の被害発生の恐れも無いと思われます。

次に、9ページをご覧ください。議案第49号の3番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑146㎡、第3種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇。大阪府、〇〇〇〇。神戸市、〇〇〇〇。神奈川県、〇〇〇〇。福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅1棟。申請地は、〇〇から南へ約180mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、西側以外の境界部には、地盤より10~50cm高いRC造擁壁があり、市道と隣接する西側の敷地全体にコンクリート舗装を施行するため土砂等の流出の恐れはなく、建物は平屋建で日照等に影響はないと思われ、申請地近傍には、耕作している農地も無く営農等に影響はありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 49 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 281 ㎡、第 1 種農地。賃借人、〇〇町、〇〇〇〇。賃貸人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、駐車場、廃車仮置場用地、駐車台数 18 台。

本案申請地は、平成4年頃から駐車場・廃車仮置場用地として転用し、現在も同様に利用されております。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から西へ約 100mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、西側を除き隣接との高低差はない。一方西側は水路に接し土羽打ちされた法面で、崩壊や土砂の流失の恐れはなく、また車両は法肩から後退して駐車しますので、当該申請地の利用に伴う崩壊もありません。露天の駐車場と廃車仮置場用地でありますので、日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下する計画となっています。

本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。以上です。

#### 〇議長

次に、議案第48号の1番、議案第49号の1番から4番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第48号の1番と議案第49号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告

を求めます。

## 〇〇〇地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 48 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の 1 番、ならびに議案第 49 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 1 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始めに、議案第 48 号の 1 番、所在、〇〇町。承継者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 49 号の 1 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。以上 2 件について、48 号の 1 番は計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。49 号の 1 番の申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。以上 48 号の 1 番と 49 号の 1 番の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての計画変更承認申請及び転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4条・第 5 条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

## 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

### 〇議長

次に、議案第49号の2番から4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます.

## ○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第49号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の2番から4番について、当協議会は去る1月18日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始めに、議案第49号の2番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇。転用目的、貸家住宅用地。次に、議案第49号の3番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇。転用目的、住宅用地。最後に、議案第49号の4番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、駐車場・廃車仮置場用地。本案について、2番と3番の申請地は都市計画区域内の第1種低層住居専用地域内にある第3種農地である。4番の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。以上3件の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、貸家住宅用地と住宅用地及び駐車場・廃車仮置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条と第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

### 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

## 〇議長

では、質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第48号の1番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第49号の1番から4番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

## ―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号の1番は承認相当、議案第49号の1番外3件は許可相当と決しました。

次に、議案第50号違反転用事案報告に係る意見について、1番を議題といたします。事 務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは、15 ページをご覧ください。議案第50号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑311㎡、第2種農地。土地所有者、〇〇町、〇〇〇〇。違反転用者、〇〇町、〇〇〇〇。違反転用の内容、通路としてコンクリート舗装している。

詳細をご説明致します。平成28年3月から〇〇町の土地の通路を作る工事を行い同年6月に隣地の土地についても通路として使用するために舗装工事を行ったものです。当該違反地は、近々建設を予定している住宅の進入路として使うことが明らかであるため、住宅への進入路目的で舗装したもの思われます。また、簡易手続相当にかかる基準に該当しないため、簡易手続以外の違反転用であると判断されます。

よって許可権者である長崎県に違反転用事案報告するにあたり、悪意を持って転用した とは思われず、農地への原状回復は困難であり、農地区分と転用目的及び用途から判断し て、追認許可はやむを得ないと認められ追認申請の手続をすべきものと認められます。以 上です。

### 〇議長

次に、議案第50号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第50号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

### ○○○地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第50号違反転用事案報告に係る意見の1番について、当協議会は去る1月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第50号の1番、所在、〇〇町。違

反転用者、○○○○。違反行為の内容、コンクリート舗装して、通路として使用している。

本案について、簡易手続違反相当の基準である、違反の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地に該当しないため、簡易手続以外の違反転用と認められ、違反転用事案報告相当と判断されます。しかし、違反転用の悪質性は無く原状回復は困難と思われ、また、農地区分と転用目的及び用途から判断し追認許可はやむを得ないと認められます。その旨長崎県に報告し追認申請の手続きをすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

### 〇議長

○○地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

## 〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第50号の1番に対する地区協議会会長報告は、違 反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請の手続きをすべきものとする、でありま す。地区協議会会長報告のとおり、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請を すべきものとすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号の1番は違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとするに決しました。

次に、議案第51号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

それでは議案第51号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田 26 筆、畑 25 筆の計 51 筆で面積 127,683 ㎡、所有移転につきましては、田 6 筆、畑 12 筆で面積が 29,578 ㎡となっております。以上です。

## 〇議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—○番○○委員:退席—

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

### □事務局

それでは、議案についてご説明いたします。19ページをご覧ください。

1番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する者、〇〇〇〇。 利用権を設定する土地、畑2筆、14,763 ㎡。新規で、契約内容は使用貸借権となっており ます。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1) の①の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

### 〇議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

## 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第51号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。

○番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇番〇〇委員:出席—

### 〇議長

次に、利用権設定の2番を審議いたします。本案については、〇番〇〇委員より農業 委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があってお りますので、これを許します。

—〇番〇〇委員:退席—

### 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

それでは引き続き、2番1からご説明いたします。

2番1、利用権の設定を受ける者、OOOO、認定農業者。利用権を設定する者、OOOO。利用権を設定する土地、田5筆。ここで議案の訂正がございます。右側貸借料の欄ですが、全て1万円となっているところを上から4千円、2千円、2万9千円、3万1千円、2万9千円に訂正をお願いいたします。2番2、OOOO。こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。田1筆。なお、本件は遊休農地であります。以上2番1、2番2の面積合計は田6筆で合計10,563㎡、全て新規で、契約内容は2番1が賃貸借権、2番2が使用貸借権となっております。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的

な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

## 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第51号、利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇番〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—O番OO委員:出席—

## 〇議長

次に、議案第51号利用権設定の3番から15番2を審議いたします。事務局の説明を求めます。

### □事務局

それでは引き続き、3番からご説明いたします。

(議案第51号利用権設定の3番から15番2を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第51号、利用権設定の3番から15番2は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号利用権設定の3番外22件は原案のとおり可決されました。

次に、所有権移転の16番を審議いたします。本案については、〇番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—○番○○委員:退席—

### 〇議長

事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。

16番、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。所有権を移転する者、〇〇〇〇。 所有権を移転する土地、田1筆、1,453㎡。以上につきましては、農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。 以 上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 51 号所有権移転の 16 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号所有権移転の 16 番は、原案のとおり可決されました。〇番〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○番○○委員:出席—

## 〇議長

次に、所有権移転の17番を審議いたします。本案については、〇番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—○番○○委員:退席—

## 〇議長

事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは引き続き17番をご説明いたします。

17番、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。所有権を移転する者、〇〇〇〇。 所有権を移転する土地、畑1筆、3,928㎡。以上につきましては、農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。 以 上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

## 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 51 号所有権移転の 17 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号所有権移転の17番は、原案のとおり可決されました。〇番〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○番○○委員:出席—

### 〇議長

次に、議案第 51 号所有権移転の 18 番 1 から 22 番を審議いたします。事務局の説明を 求めます。

## □事務局

それでは引き続き 18番1からご説明いたします。

(議案第51号所有権移転の18番1から22番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1) の①の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

## ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第51号所有権移転の18番1から22番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

## 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号所所有権移転の18番1外5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

26ページをご覧ください。既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があり、その際は、農業

委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。

今回、対象となりますのは、〇〇〇〇外 25 名でございます。今回、議案としております 対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会におきまして、引き続き農業経 営を行っている旨確認をいただいております。以上です。

## ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第52号の贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明26件を証明することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号の贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明26件は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第 53 号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは議案第53号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、をご説明いたします。28ページから30ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは田3筆、畑18筆で、合計面積は27,816㎡となっております。28年度4月からの累計は田48筆、畑358筆、樹園地2筆で、合計面積は374,552㎡となっております。以上です。

## 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

## 〇議長

質疑を終わり採決いたします。議案第53号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに 「新ながさき農業バックアップ大作戦」の各対策班の報告を行います。

## □事務局 会議等報告・予定他について

- 1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
- 2. 会議等報告・予定について
- 3. 農地転用許可不要案件届出書について
- 4. その他

# 〇議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成 28 年度第 10 回五島市 農業委員会総会を閉会いたします。